

平成 21 年度第 3 回テンミリオンハウス事業採択・評価委員会議事録

- 日 時：平成 21 年 12 月 21 日（月）18：30～20：00
- 場 所：市役所西棟 4 階 411 会議室
- 出席委員：7 名
- 事務局：高齢者支援課、保育課、市民社会福祉協議会

1 開会

2 配付資料確認

事務局より当日配付資料の説明

3 議事

(1) テンミリオンハウスの新事業評価基準について

【事務局】 前回の委員会におきまして事業見直し案を提示した際に、委員の皆様から多数のご意見をいただきました。その意見を盛り込んだ見直し案をテンミリオンハウス責任者に提示して様々な意見交換をさせていただき、更に内容を詰めていきました。今回ご提示した資料はそういう流れで作成したのとなっております。前回資料と比較して変更となった主な点をご説明します。

まず、基礎的経費の②です。前回資料では基準を建物の延床面積に置き、光熱水費補助という内容で 3 区分（100 m²未満・100～150 m²未満・150 m²以上）にしておりました。しかし、運営団体から庭の維持管理も対象としてほしい旨のご意見がありましたので、施設維持管理補助として敷地面積を基準とし、2 区分（300 m²未満・300 m²以上）とさせていただきました。

次に、事業内容加算の②です。前回資料では「スタッフが認知症サポーター養成講座等を修了し、認知症高齢者の処遇体制が取られている場合」に加算することになっていました。しかし、委員の皆様から、講座を受講することだけでは少しハードルが低いのではないかというご意見をいただきましたので、新たに「スタッフの 80%以上が講座を修了している」という条件を設けてハードルを高くしました。

次に事業内容加算の④です。前回資料では「通常開設において乳幼児親子の受入を行う場合」に加算をすることになっていました。しかし、委員の皆様か

ら、体制に対する加算か受入の実態に対する加算かというご意見や、受入時間を表記しないまま加算をしてもよいのか、というご意見をいただきましたので、新たに「1日あたり5時間以上」と受入時間の条件を表記し、受入頻度（週1日～週6日）も要件に盛りこむことで加算への段階設定をさせていただきました。

次に事業内容加算の⑤です。前回の委員会では在宅介護支援センター等との情報交換について、ケース検討会を含むのか、あるいはケース検討会と情報交換会とで何が違うのかといったご意見をいただきました。今回はその内容を整理し、在宅介護支援センター等と年2回以上の個別のケース検討やあるいは地域の課題について情報交換を行った場合に加算をするということにしました。

次に前回資料で提示した「福祉人材の育成に寄与する大学生等の実習を受け入れる場合」の加算については、委員の皆様から多くのご意見をいただきました。その後の検討で、テンミリオンハウスのような施設で実習生を受け入れることは自明の理であること、実習生受入数が非常に少ないという実態があることから、加算項目として設ける必要なしという結論に至り、最終的にはこの項目を削除させていただきました。

以上の変更点を踏まえ、新基準で各施設の平成22年度事業計画を審査し、運営費補助金交付額を算定した一覧表が資料1の最終ページに掲載されております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

【委員長】 質問のある方はお願いします。

【副委員長】 事業内容に応じた加算の③について質問です。無償ボランティアの「無償」の範囲はどの程度のことを示しているのですか。

【事務局】 ボランティアをしていただいた労働に対する対価を払うのであればそれは「有償」であると考えます。また、実費補償は「無償」の範囲であると考えます。これは、テンミリオンハウス事業に限らず他事業でもそのような解釈をしております。もし、この加算項目の内容に「無償」の範囲の明記が必要であれば注釈か別表などを設けるなどして対応したいと思います。

【副委員長】 事業内容に応じた加算の④について質問です。「乳幼児」とは何歳までの方を言うのでしょうか。

【事務局】 未就学児のことを指します。小学1年生からは「児童」と呼びますので。

【委員】 事業評価基準の見直しを行った結果、以前と比較して運営団体側に何かメリットなどが生まれたのでしょうか。

【事務局】 施設によってプラスになった点やそうではない点がありますので、一概にメリットが出たとは言いきれません。例えばきんもくせいの場合、市内在住スタッフの割合が少ないために、以前の基準と比較すると算定額が若干低くなっています。以前の基準には市内在住スタッフの割合に関する加算項目はありませんでしたので上限一杯の算定額になっていました。

【委員】 新基準の内容を運営団体の方にしっかり説明して理解を得る必要があると思います。

【事務局】 以前の評価基準と比較して算定額が低くなったとしても、10～40万円の範囲内に納まっており、この点も含めた上で、新基準の内容につきましては、既に各運営団体の了解を得ております。

【委員長】 事業内容に応じた加算の②について質問です。認知症サポーター養成講座の修了者の範囲について、前回の委員会ではボランティアも対象に含めるべきではないかという意見があったと思うのですが、やはりボランティアを対象とするのは無理があったのでしょうか。

【事務局】 施設によってはボランティアの人数が延べで700人以上にもなるところがあります。そもそもボランティアというのは流動的ですので、どの時点でボランティアの人数を確定させるのかが困難であること、そして、場合によっては講座修了の資格を持たないボランティアを締め出すようなこともあり得るため対象から外しました。

【委員長】 では他にご意見がなければこの内容で承認としますが、よろしいでしょうか。→ 委員了承。

（２）平成22年度事業計画の採択

（事務局より資料2及び当日配付資料「平成22年度テンミリオンハウス事業計画」について説明）

【委員長】 質問のある方はお願いします。

【委員】 事業計画書の中にある項目で「3 その他」のフォーマットがバラバラなのはどうしてなのでしょう。

【事務局】 基本的に内容は変わっておりません。運営団体側の事情で入力しやすいように多少加工されているものと思われます。

【委員】 更に質問です。「3 その他」にある「中長期目標」ですが、何を持って中長期と言うのでしょうか。団体によってはきちんと長期展望における内容を記載しているところもあれば、そうでないことを記載しているところもあ

ります。今後検討してほしいのですが、このバラバラな体裁をある程度統一して記載するようにしてほしいと思います。

【委員長】 その内容については、前回の委員会で議論になりました。確か、前回資料で中長期に関することは「計画」と表現されていました。しかし、「中長期計画」を立てさせることは運営団体にとっては酷であろうというご意見があり、結局「中長期目標」として自由にバラエティに富んだ内容を記載してもらおうということになったと思います。フォーマットの統一はある程度できると思いますが、内容の記載については団体によって違ってよいのではないのでしょうか。この件についてご意見があればお願いします。

【副委員長】 委員長がおっしゃるように、無理に体裁を合わせる必要はないと思います。各団体の思い入れというのがよく表現されていますし、無理に合わせると差がなくなってしまって面白みがなくなってしまいます。

【事務局】 この件の議論については前回委員会の議事録を見ますと、副委員長の発言で「中長期計画の作成は運営団体に酷ではないでしょうか。結局は単年度計画の繰り返しを記載することになってしまうのではないのでしょうか。むしろ、中長期の目標を掲げさせたほうが運営団体も作成しやすいと思います」とあり、事務局がそのように変更すると記載されています。

また、この後の議事の内容で触れることなのですが、この事業計画を作成するにあたって、各運営団体には今後5年間の中長期目標を考えてほしいとお願いしました。しかし、実際には今後5年間ではなく、次回の公募時期を見据えての目標作成ということになっております。ですから、団体ごとに公募時期が異なっていることから必然的に「中長期」の捉え方が異なってくることになります。

【委員長】 確かに、中長期の内容はそれでよろしいと思いますが、熊田委員が指摘されたのはフォーマットの統一についての是非だと思います。しかし、それも運営団体で作成を繰り返すうちに段々と慣れてくれるのではないのでしょうか。今回は事業計画の書式が変わった最初の回ですから、いきなりそこで統一となるとなかなか難しいと思うのですが。

【副委員長】 フォーマットのことについてひとつ意見を言わせていただきます。書き方のモデルを提示すると、みんなそれに合わせて作成してしまうので、見る方からすると面白みがなくなってしまうというおそれが出てくるのです。

【委員】 例えば、団体が話し合ったうえで作成の方法を決めるというのもあってよいと思うのです。内容についてあまりにも長々と記載しているところも

あれば、ほんのちょっとしか記載していないところもあるという事実が少し気になります。事業に対する思い入れがそれだけ違うのかなと感じてしまうことでもありますので、例えば最低限これだけは記載することといったような縛りがあってもよいと思います。

【委員】 資料2の川路さんちの事業計画書の記載で質問です。平成20年度の利用者実績について3ページの記載(1日平均10.07名)と4ページの記載(1日平均9.4名)とありますが、これはどちらが正しいのでしょうか。

【事務局】 3ページの記載が正しいものです。

【委員】 施設によって利用者数が約10倍もの開きがあります。なぜこのような開きが出ているのでしょうか。また、きんもくせいについては資料2の54ページを見ると平成22年度の利用者数の見込みが7200名ということになります。一方関三倶楽部では同資料の28ページを見ると、デイサービスとショートステイを合計しても約1300名です。同じ事業と言っても、スタッフ数などの要素である程度の差は出ると思いますが、これだけの差となると果たしてきんもくせいはその数字のとおりできるものなのか不安が残ります。

【事務局】 基本的に施設の規模や運営の内容が違いますので、この程度の差は出ると思います。

関三倶楽部の場合、緊急ショートステイを実施しており、状態が重度の方も受け入れています。そういう場合は、対応は利用者とスタッフはマンツーマンもしくは利用者1名につきスタッフ2名という形をとっています。また、昼間のデイサービスについては緊急ショートステイを利用した方がそのまま昼間のデイサービスを利用するというケースが多いので、必然的に利用実績は他施設と比較しても少なくなります。また、介護保険施設のショートステイの場合、3ヶ月前に予約しても既に一杯になっていることがあります。しかし、関三倶楽部の場合は例えば今日明日の予約でもベッドが空いていれば利用者の状態に関わらず柔軟に対応可能であり、利用者からはとても好評を得ております。

一方、きんもくせいの場合ですが、細かな時間割で多数のプログラムを実施しております。例えば同じ人が午前中に1プログラム、午後に2プログラム参加すれば延べ人数に換算すれば3名となります。こういう事情により、実績で換算すれば大きな開きが出るものと思われれます。

【委員】 緊急ショートステイは介護保険制度を補完する形になっていると思いますが、関三倶楽部以外の地域にあるテンミリオンハウスにも同内容のことをお願いすることはできないのでしょうか。

【事務局】 テンミリオンハウスではないのですが、吉祥寺本町在宅介護支援センターに介護保険外のショートステイがあります。関三倶楽部の場合、運営団体の母体が介護保険の訪問介護事業を手掛けておりまして、いざというときの応援体制も整っており、地域における信頼も高いということから現在の姿があると思います。テンミリオンハウスの運営団体を公募する際に「緊急ショートステイ事業のみ」と限定することはできません。あくまでも運営団体からの提案に基づいて委員の皆様から評価していただくことになっておりますから、緊急ショートステイについてはテンミリオンハウスに頼ることなく、他の施策による実施の可能性を考えていきたいと思っております。

【委員】 この事業計画を見ていると、どの施設も「地域との連携」について記載がされています。地域社協も 13 団体となり、運営も軌道に乗ってきていますので、市民社会福祉協議会が中心となって地域社協とテンミリオンハウスが意見交換できるような機会を設けていただきたいと思います。

【事務局】 担当職員を中心として意見交換の場を設けるよう検討していきたいと思っております。

【委員】 資料 2 の 6 ページの記載について質問です。川路さんちの「平成 22 年度で特に力を入れて取り組みたいこと」の項目に「事務専従スタッフを採用する」と記載されております。他のテンミリオンハウスでは事務専従のスタッフを採用しているのでしょうか。

【事務局】 全施設に必ずしも事務専従スタッフが配置されているわけではありません。川路さんちの現在の課題として、ミニデイサービスに関わるスタッフのうち数名が事務の仕事も兼務しており、業務量に偏りが生じています。その偏りを解消させるために事務専従スタッフを採用するということです。

【委員】 どの施設も「在宅介護支援センターとの連携を図る」という記載がされています。この連携を図ることについて、市民社会福祉協議会がコーディネートする形になるのでしょうか。

また、川路さんちやきんもくせいは具体的にどのような形で連携を図っているのかお聞かせください。

【事務局】 コーディネートについては市民社会福祉協議会が行う場合もあればテンミリオンハウスが直接、在宅介護支援センターとの連携を図る場合もあります。川路さんちについては情報交換会を実施することで連携を図っていきます。きんもくせいは資料 2 の 58 ページの記載にあるとおり地域懇談会という形で在宅介護支援センターだけでなく地域社協や他機関と連携を図っていきま

す。

【委員長】 他にご意見がなければ平成 22 年度の事業計画は資料 2 の内容で採択といたしますがよろしいでしょうか。→ 委員了承

（３）委員の現場視察について

【委員長】 事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料 3 をご覧ください。視察は平日の午前・午後それぞれ 2 施設まわって合計 4 施設。それから前回委員会でご意見がありましたとおり、祝日に視察を行うということで平成 22 年 2 月 11 日の建国記念日の午前・午後でそれぞれ 2 施設まわって合計 4 施設ということになっております。本日お渡しした日程調整表に参加の可否を記入していただき、可能であれば本日中、又は後日ファックスで事務局までご送付願います。本日欠席されている委員もいらっしゃいますので、後日事務局でとりまとめた後に皆様に改めて開催日をお知らせしたいと考えております。

また、午前中の視察に参加された方はご希望により施設での昼食もございません。

【委員長】 午前中の視察で昼食があるということですが、運営団体にとって負担にはなりませんか。

【事務局】 他自治体からの視察を受け入れる際に、昼食希望の可否をお聞きしているのですが、ほとんどが昼食の希望をされており、運営団体もそのことを承知で対応していただいておりますので、事前に食数が把握できていれば特に問題はございません。

【委員長】 それでは、各委員は日程調整表に必要事項を記入のうえ、事務局へご提出をお願いします。

（４）事業見直し（事業評価基準除く）について

【事務局】 事業評価基準の見直しについては議題 1 で申し上げたとおりでございます。ただし、事業見直しはその項目だけではございません。前回委員会で提示した事業見直しの項目について、本日配付の資料を用いまして詳細を順に説明させていただきます（以下、当日配付資料「テンミリオンハウス事業見直しについて」を説明）。

【委員長】 運営辞退の規定について質問です。検討項目に「辞退申出から開設までの期間の設定」と記載されていますが、これは運営辞退の申し出をする

期間を設定するのか、あるいは運営辞退後からその後に開設するまでの期間を設定するのか、そのあたりを具体的にする必要があります。やはり、運営辞退申出受理以降、新たに運営希望をして申し込んでくる団体にとっては申し込みから開設までにどのくらいの期間があるのかが具体的にしていれば応募もしやすくなると思うのですがいかがでしょうか。

【事務局】 別紙「運営団体公募スケジュール（例）」では公募開始から開設までが8ヶ月間となっています。しかし、直近で開設したくるみの木の場合、公募開始から開設までは6ヶ月間で行いました。

【委員】 運営辞退が決定した場合、開設期間に空白ができないようにするのでしょうか。

【事務局】 それを前提として公募を進めていきます。

【委員】 団体はそのままにして、スタッフ内が入れ替わることで運営辞退を避けることもできると思うのですがいかがでしょうか。

【事務局】 見方を変えれば、運営辞退をさせないために市民社会福祉協議会の支援があるということができます。指定管理者制度でも運営辞退に関する規定が設けられておりますので、テンミリオンハウス事業の規定上でも同様に設けておくべき内容ではないかと思っております。

【委員】 補助取消の規定についての記載にある事実が生じた場合、無理に長く運営させても弊害が生じるだけですので、すぐに運営を辞めさせる必要があると思います。こういう場合は開設期間に空白が生じることになると思うのですがそのあたりはいかがでしょうか。

【事務局】 それはケースバイケースということになります。この事業については、悪質な運営というのは考えにくく、むしろ施設運営に対する未熟さゆえに予定していた事業を実施できなかったということが主になると思いますので、そういう事態に対しては、是正勧告を行いながら運営支援をしていくことが本筋だと考えます。

【副委員長】 今のお話でいくと運営辞退の申し出から開設までは8ヶ月間も必要ではなく、最低6ヶ月間あれば対応できるのではないのでしょうか。

【事務局】 他に市報による公募周知の期間もありますので、規定にする場合は「概ね6ヶ月間」という表現が適切ではないかと思えます。

【委員長】 他にご質問がなければ、今の意見を反映したうえで事業見直しの内容は決定するというところでよろしいでしょうか。→ 委員了承

4 その他

【委員長】 各委員、事務局の方で何か連絡はございますか。

【事務局】 次回の委員会は平成 22 年 5 月の開催予定ですが、その前に 2 月に視察がございますのでご参加をお願いします。

【委員長】 他にご意見がなければ以上をもちまして終了いたします。

5 閉会